

# シティハイツ竹芝エレベーター事故の概要

## ■ どのような事故だったのか

- ▶ **発生日時** 平成18年6月3日(土曜日)午後7時20分頃
- ▶ **発生場所** 港区芝一丁目8番23号 シティハイツ竹芝12階
- ▶ **被害者** シティハイツ竹芝居住者(16歳男子・高校2年生)
- ▶ **事故状況**  
被害者が12階に到着したエレベーター(5号機)から降りようとしたところ、扉が開いた状態でかごが突然上昇したため、かごの床部分と外枠の天井部分との間に体を挟まれました。  
救急隊、レスキュー隊が到着し、被害者は40分後に救出されましたが、死亡が確認されました。

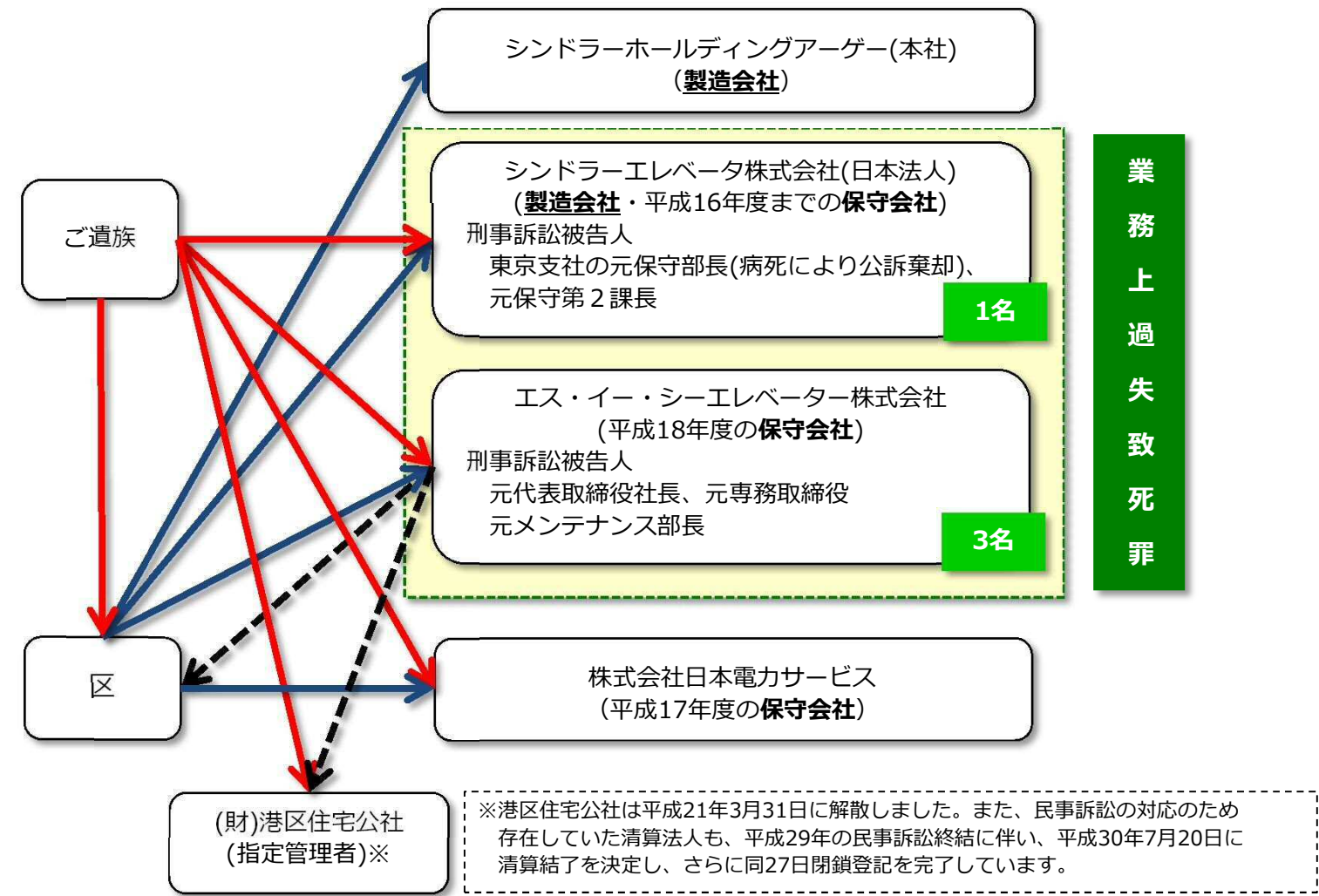
## ■ なぜ事故が発生したのか

事故機のブレーキは、巻き上げ機のモーターと連動するドラムの回転が停止した後、ブレーキアームでドラムを左右から挟みつけ、静止状態を保持する構造となっています。  
このブレーキアームの動きを司る機器のコイルが短絡(ショート)したことで、アームが十分に開かず、**アームの内側に取り付けられたライニング(パッド)が異常摩耗**を起こし、ブレーキアームがドラムを左右から挟むことができなくなり、静止状態を保持できなかったため、この事故が発生しました。

## ■ 事故の関係者

建物	設置者	港区
	管理者	財団法人港区住宅公社(住宅公社)
エレベーター	製造会社	シンドラーエレベータ株式会社(シンドラー社)
		シンドラーホールディングアーゲー(シンドラー本社)
	保守会社	～H16年度 <b>シンドラー社</b> 【保守時の主な不具合事象】 平成16年11月6日に、事故機が段違いで停止する故障が発生しており、シンドラー社が点検したが、不具合原因の解明に至らなかった。 【不具合発生回数】 27回(うち、作業報告書が存在しない回数 15回)
		H17年度 <b>株式会社日本電力サービス(日本電力サービス社)</b> 【不具合発生回数】 19回(うち、作業報告書が存在しない回数 16回)
H18年度 <b>エス・イー・シーエレベーター株式会社(SEC社)</b> 【保守時の主な不具合事象】 事故の9日前に点検では不具合が発見されず、平成18年6月3日に事故が発生した。 【不具合発生回数】 4回(うち、作業報告書が存在しない回数 1回)		

## ■ 関係訴訟



刑事訴訟：緑点線枠    民事訴訟①：青矢印    民事訴訟②：赤矢印    民事訴訟③：黒点矢印

民事訴訟①	原告：区	被告：シンドラー本社、シンドラー社、SEC社、日本電力サービス社	13億8,419万2,575円の損害賠償請求
民事訴訟②	原告：ご遺族	被告：区、住宅公社、シンドラー社、SEC社、日本電力サービス社	2億5,000万円の損害賠償請求
民事訴訟③	原告：SEC社	被告：区、住宅公社	1,000万円の損害賠償請求

	訴因	結果
民事訴訟① 原告：区	平成22年7月6日 事故により被った損害13億8,419万2,575円の賠償	訴訟継続中
民事訴訟② 原告：ご遺族	平成20年12月12日 事故により被った損害2億5,000万円の賠償	【和解】 区は和解金として400万円を支払う
民事訴訟③ 原告：SEC社	平成26年7月15日 事故により被った損害10億円の一部である1,000万円の賠償	【判決】 請求棄却
刑事訴訟	平成21年7月16日 SEC社の点検作業員を除く5名が、業務上過失致死罪で在宅起訴	【判決】 被告人無罪